

焼津市工事等希望型一般競争入札取扱要領

焼津市が発注する建設工事等において、工事等希望型一般競争入札実施要綱（平成 15 年焼津市告示第 44 号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する工事等希望型一般競争入札の取扱要領を次のとおり定める。

（工事等希望型一般競争入札に参加する者に必要な条件）

第 1 条 工事等希望型一般競争入札に参加しようとする者は、実施要綱第 6 条に規定する条件を満たすほか、次の各号に掲げる条件のすべてを満たした者（以下「入札参加可能業者」という。）でなければならない。

- （1） 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成 23 年焼津市告示第 310 号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者（以下「有資格者」という。）
- （2） 有資格者のうち、市内業者として認定を受けている者。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（対象工事）

第 2 条 工事等希望型一般競争入札の対象となる工事等は、次の各号の工種において、設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む額）が 1 億円未満のものを対象とする。

- （1） 土木一式工事
- （2） 建築一式工事
- （3） 電気工事
- （4） 管工事
- （5） 舗装工事
- （6） 造園工事（又は管理業務）
- （7） 水道施設工事
- （8） 解体工事
- （9） 前各号のほか実施要綱第 3 条第 2 項に該当する工事等については、工事等希望型一般競争入札の対象工事とすることができる。

2 前項において、各工種に係る入札参加可能業者数（発注区分を設定している場合は、各発注区分に係る入札参加可能業者数）が 10 者未満の場合は、工事等希望型一般競争入札の対象工事とすることができないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（発注区分）

第 3 条 工事等希望型一般競争入札の発注は、発注区分表（別表 1）に基づいて行うものとする。

（入札の公告）

第 4 条 入札の公告（以下「公告」という。）は、実施要綱第 5 条に基づき、次の各号により行うものとする。

- （1） 公告は、入札執行課が、入札公告（第 1 号様式）にて行うものとする。
- （2） 公告は、毎週火曜日の午後 4 時までに行うものとする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。
- （3） 公告を行う場所等は、焼津市役所前の掲示場及び焼津市ホームページとする。

（設計図書等の閲覧等）

第5条 設計図書等の閲覧及び受渡しの場所及び方法等は、入札公告（第1号様式）等に明記するものとする。

2 設計図書等の受渡しは、次の各号により行うものとする。

- (1) 入札参加申請をする者は、無償、有償を問わず設計図書等を取得しなければならない。
- (2) 納付書兼領収書は、設計図書等の閲覧場所において発行するものとする。また、設計図書等が無償の場合は、無償であることを明記した上で発行するものとする。ただし、インターネット上で設計図書を配布する場合は、この限りでない。

（電子入札）

第6条 入札方式を、静岡県共同利用電子入札システムを利用して実施する入札（以下「電子入札」という。）とした場合は、入札執行に係る手続きは、電子入札システムの機能に基づき行うものとする。

2 前項に規定する入札執行手続きの詳細は、焼津市電子入札運用基準に定めるものとする。

（設計図書に関する質問）

第7条 設計図書等の内容についての質問は、入札執行課へ書面によりファクシミリにて提出するものとする。電子入札による場合は、電子入札システムにより質問を提出するものとする。

2 前項の質問に対する回答は、焼津市ホームページに掲載するものとし、必要に応じファクシミリにて行うものとする。電子入札による場合は、電子入札システムにおいても掲載するものとする。

3 前2項に係る質問期限、質問先、回答期限等の必要な事項は公告及び焼津市競争契約入札心得（建設工事等）において明示するものとする。

（現場説明会）

第8条 現場説明会は、行わないものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 現場説明会を行うこととなった場合において、発注担当課は次の各号を配慮して行うものとする。

- (1) 入札参加希望者が互いに対面することがないように個別に行うこと。
- (2) 現場説明において、他の入札参加希望者の名称及び業者数等を漏らしてはならない。

（入札参加申請）

第9条 入札参加希望者は、次の各号に基づき申請を行うものとする。ただし、総合評価方式による競争入札の場合は、申請期限、申請様式、申請方法について別に定めるものとする。

- (1) 設計図書等の取得後、公告で定める申請期限（以下「申請期限」という。）までに、工事等希望型一般競争入札参加申請書（第2号様式）（以下「入札参加申請書」という。）により、公告1件ごとに申請しなければならない。
- (2) 申請方法は、入札公告で指定された入札執行課に、ファクシミリにより申請することとする。
- (3) 前号の場合において、ファクシミリ機器の故障などにより申請期限までに申請ができない場合は、申請期限までに入札執行課に連絡をし、必要な指示を受けなければならない。
- (4) 申請期限までに申請をしない場合は、入札に参加できないものとする。
- (5) 天災、電力会社の原因による広域的な停電、電話会社の原因による電話回線の異常、申

請先のファクシミリの故障などの入札参加希望者の責によらないことが明確に認められる原因により入札参加申請書が申請先に届いていないことが申請期限後に判明した場合は、入札日の前々日まで申し出ることにより、入札参加申請を行うことができる。

- 2 入札参加希望者は、電子入札を行う場合においては、電子入札システムにより入札参加申請を行うものとし、申請期限までに申請できない場合は、入札に参加できないものとする。

(入札参加申請の審査等)

第 10 条 入札参加申請の審査は、次の各号により行うものとする。

- (1) 審査は、公告で定める日までに行い、当該入札に参加する者に必要な条件を満たしていると確認を受けた者を入札参加資格者とする。
- (2) 審査の結果は、提出された入札参加申請書に記入し、公告で定める日までにファクシミリにより通知するものとする。
- (3) 当該入札に参加する者に必要な条件を満たしていないと判断した場合は、入札参加申請を却下できるものとする。入札参加申請の却下は、前号の方法により通知するものとする。
- (4) 電子入札による入札の場合は、入札参加申請の審査結果を電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 入札執行課は、入札参加申請の審査の結果をファクシミリにより通知できない場合は、電話等により通知を行うものとする。

(入札参加資格者基準数)

第 11 条 工事等希望型一般競争入札の実施に要する入札参加資格者の基準数は、3者とする。

(入札の執行)

第 12 条 入札の執行前に、当該入札に参加しようとする者が、入札参加資格者であることの確認を行う。

- 2 前項の確認は、次の各号により行うものとする。

- (1) 代表者の場合は、身分証明書（代表者であることを証明するもので写真が添付されているもの）
- (2) 代理人の場合は、委任状及び身分証明書（代理人が当該業者に所属する者であることを証明するもので写真が添付されているもの）
- (3) 設計図書等の領収書（第5条第2項第2号の規定により発行した場合）

- 3 指定した入札の時刻に遅れた場合は、棄権とみなすものとする。

(内訳書の提出)

第 13 条 実施要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき内訳書の提出を要求するにあたり、電子入札で執行するものにあつては、電子入札システムの機能を用いて提出させるものとし、当該システムの機能により提出ができない場合又は電子入札以外の方法で執行又は入札参加しようとする者にあつては、ファクシミリ等入札執行者の指定する方法で、提出させるものとする。

- 2 再入札においては、内訳書の提出を不要とする。

(入札の延期)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当した場合は、当該工事等に係る入札執行を延期することができるものとする。

- (1) 設計図書等の内容に不備又は誤りがあった場合

(2) 談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手した場合

(3) その他、市長が必要と認める場合

2 入札の延期は、入札執行課より入札参加資格者に入札執行延期通知書をもって通知するものとする。

(入札の不調)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当した場合は、当該工事等に係る入札執行を不調として取り扱うものとする。

(1) 入札参加申請者が不在の場合

(2) 第 10 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定により通知した入札参加資格者の全てが入札に参加しなかった場合

(3) 全ての入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲内になかった場合

(4) 全ての入札者の入札内容が無効な入札と判断された場合

2 第 1 項各号に該当する入札不調工事等の再度の入札執行にかかる取扱基準の詳細は別に定める。

(入札の中止)

第 16 条 次の各号のいずれかに該当した場合は、当該工事等に係る入札執行を中止するものとする。

(1) 入札参加資格者数が、第 11 条で定める入札参加資格者基準数に満たない場合。ただし、総合評価落札方式を合わせて行う場合は、この限りではない。

(2) 談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手し、入札を執行するのが適当でないと判断される場合

(3) その他、市長が必要と認める場合

2 入札の中止は、入札執行課より入札参加資格者に入札執行中止通知書をもって通知するものとする。

3 第 1 項第 1 号に該当する工事等については、入札方法を指名競争入札に変更するものとする。この場合、変更前の工事等希望型一般競争入札における入札参加資格者を指名業者に含めて指名するものとする。

(事後審査型)

第 17 条 実施要綱第 10 条第 2 項に規定する審査により行う方式を事後審査型と称する。

2 事後審査型による場合の落札者の決定等に係る手続きは、次の各号によるものとする。

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者）を落札候補者とし、落札の決定を保留するものとする。

(2) 落札候補者のうち最低価格で入札した者（以下「第 1 順位の落札候補者」という。）に対して、開札日の午後 5 時まで（再入札の場合にあつては、落札の決定を保留する通知書に記載する提出期限まで）に、ファクシミリ又は持参により当該工事等の配置技術者等審査申請書（第 3 号様式）（以下「技術者申請書」という。）の提出をしなければならない。

(3) 技術者申請書の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合は、第 1 順位の落札候補者を落札者とし、審査結果を開札日の翌日（翌日が祝日に該当する場合は、翌開庁日）

午後5時までにファクシミリにて通知するものとする。

- (4) 第2号に規定する提出期限までに技術者申請書の提出がなかった場合又は審査の結果、技術者の適正な配置ができない場合など入札参加資格要件を満たしていない場合は、第1順位の落札候補者の入札を無効とし、前号の規定により通知するものとする。
 - (5) 第1順位の落札候補者の入札が無効とされた場合、第1順位の落札候補者を除く落札候補者のうち、入札価格の低い順に技術者申請書の提出を求め、入札参加資格要件を最初に確認できた者を落札者とする。この場合において、技術者申請書の提出期限は、別に通知するものとする。
 - (6) 落札候補者のうち、同価格の応札者が複数いる場合は、同価格応札者すべてに対してくじ引きを行い、同価格応札者の技術者申請書の審査順位を決定するものとする。
 - (7) 入札方式を電子入札とした場合、第2号及び第5号に規定する技術者申請書の提出並びに第3号から第5号に規定する落札等の通知、前号に規定するくじ引きの実施にあつては、電子入札システムの機能により行うものとする。
 - (8) 落札候補者が指定する期限までに技術者申請書を提出しなかった場合並びに正当な理由なく落札者となることを辞退した場合には、焼津市入札参加資格停止措置要綱（平成24年告示第30号）別表2 不正又は不誠実な行為に該当するものとして入札参加資格停止措置の対象とする。
- 3 入札価格が、焼津市低入札価格調査取扱要領に定める低入札価格調査の対象となる場合は、前項の手続きにより入札参加資格要件の有無を決定し、入札参加資格要件を満たしている低入札価格調査対象者に対して、当該要領に基づく調査を行い、落札者を決定するものとする。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行後の別表1及び別表4における総合点数は、平成19年6月30日までは従前の総合評定値を総合点数とみなす。

附 則

この要領は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行後の別表1及び別表4における総合点数は、当分の間、経営事項審査の総合評定値を総合点数とみなす。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

(別表1)

発注区分表

- 1 工事等希望型一般競争入札における発注区分は、下表に基づくものとする。
- 2 工事区分は、設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む）を基準として区分する。
- 3 総合点数区分は、総合点数算定要領で定めた総合点数(平成19年4月1日制定)を基準として区分する。
- 4 総合点数は入札参加資格確認申請の提出期限の日を基準とする。

工種	発注区分			
土木一式工事	工事区分	1,500万円以上	700万円以上 1,500万円未満	700万円未満
	総合点数区分	800点以上	700点以上 800点未満	700点未満
建築一式工事	工事区分	1,500万円以上	1,500万円未満	
	総合点数区分	600点以上	区分なし	
水道施設工事	工事区分	1,500万円以上	1,500万円未満	
	総合点数区分	600点以上	600点未満	
造園工事(又は 管理業務)	工事区分	700万円以上	700万円未満	
	総合点数区分	600点以上	区分なし	管理業務については、 工事区分に関わらず 「区分なし」として扱う。
解体工事	工事区分	700万円以上	700万円未満	
	総合点数区分	650点以上	区分なし	
その他の工事	工事区分	700万円以上	700万円未満	
	総合点数区分	650点以上	区分なし	